

| 議案番号 | 議案名 | 概要 |
|-----------|----------------------------------|--|
| 議案第41号 | 平成26年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号) | 保険料還付金等の増、後期高齢者医療広域連合納付金等の減による 1億1,142万9,000円 の減額補正 |
| 議案第42号 | 平成26年度津市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) | 白山地域簡易水道事業等の減による 5,656万6,000円 の減額補正等 |
| 議案第43号 | 平成26年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) | 農業集落排水事業基金積立金の増による 2,000円 の増額補正 |
| 議案第44号 | 平成26年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) | 津駅前北部土地区画整理事業等の減による 1億7,817万3,000円 の減額補正等 |
| 議案第45号 | 平成26年度津市下水道事業特別会計補正予算(第3号) | 使用料・受益者負担金賦課徴収事業等の増、公共下水道事業、償還利子の減等による 2億2,483万3,000円 の減額補正等 |
| 議案第47号 | 平成26年度津市椋本財産区特別会計補正予算(第1号) | 椋本財産区財政調整基金積立金の増による 3,000円 の増額補正 |
| 議案第48号 | 平成26年度津市水道事業会計補正予算(第1号) | 収益的支出 2億3,032万9,000円 の減額補正、資本的支出 3億5,112万1,000円 の減額補正 |
| 議案第54号 | 平成27年度津市営浄化槽事業特別会計予算 | 施設の維持管理経費、市営浄化槽整備費、市営浄化槽事業基金積立金等、 4億1,750万7,000円 |
| 議案第56号 | 平成27年度津市農業集落排水事業特別会計予算 | 施設の維持管理経費、市債の元利償還金等、 5億4,921万円 |
| 議案第57号 | 平成27年度津市土地区画整理事業特別会計予算 | 津駅前北部土地区画整理事業に係る工事費、物件移転補償費、市債の元利償還金等、 6億8,107万円 |
| 議案第59号 | 平成27年度津市椋本財産区特別会計予算 | 椋本財産区管理会に係る経費等、 51万円 |
| 議案第61号 | 平成27年度津市工業用水道事業会計予算 | 動力費、負担金等、 2,185万3,000円 (支出) |
| 議案第62号 | 平成27年度津市下水道事業会計予算 | 流域下水道維持管理負担金、減価償却費、委託料、工事請負費、流域下水道建設負担金、企業債償還金等、 189億6,235万9,000円 (支出) |
| 議案第63号 | 平成27年度津市駐車場事業会計予算 | 駐車場管理費、建設改良費、企業債償還金、他会計長期借入金償還金等、 2億8,907万2,000円 (支出) |
| 議案第64号 | 平成27年度津市農業共済事業会計予算 | 共済金、保険料等、 2億8,553万2,000円 (支出) |
| 議案第65号 | 津市農業共済園芸施設共済掛金率の設定について | 加入者相互の掛金負担の公平性を確保するため、過去の園芸施設共済事故を分析し、危険段階の別およびその共済掛金率を設定する |
| 議案第66号 | 津市農業共済農作物共済掛金率の設定について | 加入者相互の掛金負担の公平性を確保するため、過去の農作物共済事故を分析し、危険段階の別およびその共済掛金率を設定する |
| 議案第67号 | 津市農業共済条例の一部の改正について | 農業災害補償法の規定に基づき、農作物基準共済掛金率が、共済目的の種類、共済事故等の種類および組合等の区域別に、3年ごとに改定されることを受け、津市における危険段階の別およびその共済掛金率を引受方式の補償割合ごとに設定するための、共済金額表および共済掛金率表における所要の改正等 |
| 議案第69号 | 平成26年度津市一般会計補正予算(第10号) | 国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、地域における消費喚起・生活支援や地方創生の取り組みを早期に実施するため、商工業振興事業等の増による 4億7,145万2,000円 の増額補正等 |
| 議員提出議案第1号 | 津市議会委員会条例の一部の改正について | 津市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例および津市行政組織条例の改正ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う所要の改正等 |
| 意見書第1号 | ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書について | |

【賛成多数で可決された議案】

| 議案番号 | 議案名 | 概要 | 反対議員 |
|--------|---|---|----------------------|
| 議案第11号 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、従来の教育委員会委員長と教育長を一本化し、特別職として位置付けられる新たな教育長を設置することとされたことなどから、関係条例を整理するための条例の制定。なお、条例の施行日以後であっても、現在の教育長が在職する間は、従前の例によることとする経過措置を設ける | 中川民英、長谷川幸子、藤本智子、豊田光治 |